

## 訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一予想問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

### 【民訴・民執・民保Ⅱ】

頁数	場所	誤	正
1	7-2 令和4年 改正により問題 を変更	当事者の双方が欠席している場合は、	当事者の双方が欠席している場合であっても、
2	7-2 令和4年 改正により解答・ 解説を変更	○ 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる（170Ⅲ）。令和4年改正前は、「 <u>当事者の一方</u> がその期日に出頭した場合に限る」とする要件があったが、当事者の利便を向上するとともに、迅速な手続を実現する観点から、この要件を廃止し、 <u>当事者双方</u> がウェブ会議や電話会議により手続に参加することを認めた。	